

パブリックコメント時の(案)への委員からの意見に関する対応

※掲載ページは、「第1次改定版（最終案）」のページ番号となっています。

No	掲載ページ	項目	ご意見	対応内容
1	全体	全体	「障害」を「障がい」に統一してはどうか。	県では国の法令に準拠することを原則としているため、漢字表記にしています。
2	p. 22	女性	5行目の「女性差別を <u>支える</u> 既存の法律や規則～」とあるが、「支える」ではなく、「原因となる」または「根源となる」等ではないか。	ご指摘の趣旨をふまえ、「女子差別撤廃条約」の外務省日本語訳に基づき、「 <u>女性に対する差別となる</u> 既存の法律や規則～」と修正いたします。
3	p. 29	女性	【企業等に期待する取組】の1つ目の□を下記の(案)に修正できないか。 □「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など関係法令の趣旨や内容の理解促進 <u>及び法の遵守等による</u> 働きやすい職場環境づくり	案のとおり、修正いたします。
4	p. 29	女性	欄外の注釈、※39「育児・介護休業法」の内容を下記の(案)に修正できないか。 正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成4(1992)年「育児休業法」を施行し、平成7(1995)年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成11(1999)年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児や介護を両立できるよう支援するため、幾度か改正し、直近は、平成24(2012)年改正・施行。この法律は、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。	案のとおり、修正いたします。
5	p. 76	インターネットによる人権侵害	SNSでのトラブル（「なりすまし」や「ソーシャルハラスメント」）にも言及してはどうか。	ご指摘の趣旨をふまえ、76ページの1行目に「 <u>また、近年、全国的にSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）における「なりすまし」や「ソーシャルメディアハラスメント」等の行為も問題になっています。</u> 」と加筆いたします。
6	p. 81	災害と人権	「(2) 人権侵害の主な事例」でいくつかの事例が列挙されているが、被災地の自治体が事例として発表したものや、直接被災地へ入って事例を見聞きした団体の報告書等から引用する方がよいのではないか。(要出典明記)	本県としての人権侵害の報告はないため、内閣府及び法務省が発表している事例を記載しています。

